

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

久宮衛指令第6号

住 所 久喜市久喜東三丁目7番10号  
氏 名 株式会社セントラル・アメニティ  
代表取締役 三 石 力 也

令和5年2月27日付をもって申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例第28条第4項の規定により、下記のとおり許可する。

令和5年3月22日

久喜宮代衛生組合  
管理者 梅 田 修



### 記

営業所の所在地及び名 称	久喜市久喜東三丁目7番10号 株式会社セントラル・アメニティ
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ) ※積替え保管を含まない
営業区域	宮代町
許可有効期間	自 令和5年4月 1日 至 令和7年3月31日
許可の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記の営業区域を遵守すること</li><li>・ 搬入施設は久喜宮代清掃センターとすること</li><li>・ 法令・例規及び確約書内容を遵守し、衛生組合の指示に従い業務を遂行すること</li></ul>

令和6年3月21日 営業区域市町別に許可証を書換交付